

保護預り約款

第 1 条 （この約款の趣旨）

この約款は、当社とお客様との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。

第 2 条 （保護預り証券）

当社は、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款及び各国の金融商品取引所（これに準ずるものを含む。）及び決済会社並びに当社の指定する保管機関の定めるところによりお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。

2. この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

第 3 条 （保護預り証券の保管方法及び保管場所）

当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別保管に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- (1) 振替決済にかかる保護預り証券以外の証券については、当社において安全確実に保管します。ただし当社の指定する保管機関等に保管する場合があります。
- (2) 外国の金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、現地の決済会社または外国の金融商品取引所が指定する保管機関等（以下「現地保管機関」といいます。）で混蔵して保管します。
- (3) 投資信託の受益証券については、投資信託および投資法人に関する法律3条に規定する受託者において混蔵して保管することがあります。
- (4) 保護預り証券のうち第2号及び3号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して保管することがあります。
- (5) 第3号及び第4号による保管は、大券をもって行うことがあります。

第 4 条 （混蔵保管等に関する同意事項）

第3条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。
- (2) 新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。
- (3) 株券及び株式の預託証券等(以下「株券等」といいます。)について併合・減資又は商号変

更等、株券等を発行者へ提出することが必要な場合は、保護預かり証券の返還のご請求があったものとして取り扱うこと。

第 5 条 （当社または現地保管機関で保管する株券等が破綻会社株券となった場合）

当社または現地保管機関で保管する株券等について、株式の全部を零にする資本の減少を行った場合又は当該発行者が破産手続き開始の決定（外国での破算手続き開始に準ずる手続きの開始を含む。）を受けた場合、当該株券を破棄することができるものとします。

第 6 条 （混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い）

混蔵して保管している債券が抽せん償還に当せんした場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

第 7 条 （当社への届出事項）

「保護預り口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、個人の場合における生年月日、法人の場合における代表者の氏名等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日等とします。

2. お客様が、法律により株券等にかかる名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合、ならびに、現地の法律によりこれに準じた制限が行われている場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際に、その旨のお届けをお願いする場合があります。この場合、「パスポート」「外国人登録証明書」等、または「住民票」等の当社が求める書類をご提出願うことがあります。

第 8 条 （保護預り証券の口座処理）

保護預りとしてお預りする証券は、すべて同一口座でお預りします。

2. 外国の金融商品取引所若しくは決済会社又は現地保管機関の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、外国の金融商品取引所又は決済会社若しくは現地保管機関が必要であると認めて振替を行わない日を指定したときは、預託されている証券の振替が行われないことがあります。

第 9 条 （担保にかかる処理）

お客様が保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

第 10 条 （お客様への連絡事項）

当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。

- (1) 名義書換又は提供を要する場合には、その期日
- (2) 混蔵保管中の債券について第 6 条の規定に基づき決定された償還額

- (3) 最終償還期限
 - (4) 残高照合のためのご報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書によるご報告
2. 残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。）又は金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引ならびに金融商品取引法施行令第1条の8の6第1項第2号に該当するもの及び同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除く。)の未決済建玉がある場合には2回)以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のためのご報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社のカスタマーサービスまで直接ご連絡ください。
3. 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のためのご報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
4. 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第 11 条 （名義書換等の手続きの代行等）

当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。

2. 前項の場合、所定の手数料をいただく場合があります。

第 12 条 （償還金等の代理受領）

保護預り証券の償還金（混蔵保管中の債券について第6条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

なお、発行体からの償還金または利金の支払状況、及び外国為替市場の閉鎖、外国為替を取扱う金融機関等の状況により、お客様へのお支払いが当初の予定日より遅延する場合がございます。

第 13 条 （保護預り証券の返還）

保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。

なお、当社が取扱う保護預り証券のうち、現地保管機関においてお預りしている株券等（単位未満株その他有価証券等を含む。）は、第14条で定める場合を除き、原則として返還のご請求には応じられません。

第 14 条 （保護預り証券の返還に準ずる取扱い）

当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

- (1) 保護預り証券を売却される場合
- (2) 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
- (3) 当社が第12条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合
- (4) お客様の指示により、現地保管機関等の定めた方法で他の金融機関等へ保護預り証券の振替を行う場合

第 15 条 （届出事項の変更手続き）

お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の「変更届」その他の書類に必要事項を記載し、お届け印を押印してまたは本人確認書類を添えて提出して下さい。この場合、さらに「戸籍抄本」、「住民票」等の書類の提出や印鑑の届出を求めています。

第 16 条 （保護預り管理料）

当社は、口座を設定したときは、その設定時及び口座設定後 1 年を経過するごとに当社の定める料金を請求することがあります。

2. 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。

第 17 条 （解 約）

次に掲げる場合は、契約は解約されます。

- (1) お客様から解約のお申出があった場合
- (2) 前条よる料金の計算期間が満了したときに保護預り証券の残高がない場合（融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除く）
- (3) 第21条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合
- (4) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合
- (5) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- (6) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告したことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (7) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

第 18 条 （解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により返還を行います。

2. 保護預かり証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法において、お客様のご指示または同意により換金、反対売買等および公開買付に応じる方法等で、当該代金の支払いを行い返還する場合があります。

第 19 条 （公示催告等の調査等の免除）

当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

第 20 条 （免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 当社が、当社所定の証書に押捺された印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、保護預り証券をご返還した場合
- (2) 当社が、お客様から本人確認書類の提出を受けご本人様からの申出であると認め、保護預り証券をご返還した場合
- (3) 当社が、当社所定の証書に押捺された印影がお届出の印鑑と相違するため、保護預り証券をご返還しなかった場合
- (4) 当社が、お客様から本人確認書類の提出を受けたが、その書類の記載事項と当社届出事項が相違することにより、お客様ご本人様からの申出であると認められず保護預り証券をご返還しなかった場合
- (5) 当社が所定の期日等のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きにつきご依頼がなかった場合
- (6) お預り当初から保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があった場合
- (7) 天災地変、外国市場の急変、政変等の不可抗力により、返還のご請求にかかる保護預り証券のご返還が遅延した場合

第 21 条 （この約款の変更）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上

(平成18年6月)

(平成19年5月)

(平成19年9月)

(平成22年5月)

(平成23年1月)

(平成23年8月)